

東京大学監事候補者選考委員会規則

令和6年2月29日

役員会議決

東大規則第60号

[沿革](#)

(設置)

第1条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第8項の規定に基づき、文部科学大臣が行う国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)の監事の任命に際して、本学が次期監事候補者(以下「監事候補者」という。)を推薦するに当たり、当該監事候補者の選考を行うため東京大学監事候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 選考委員会は、本学における監事に求められる役割及び人材像等を定め、これに基づき監事候補者の選考を行う。

(組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する理事、副学長又は執行役 3名
 - (2) 総長が委嘱する学外有識者 2名
- 2 前項第1号の委員を指名するにあたっては、理事又は執行役としての任命の際本学の役員又は教職員でなかった者が含まれるようにしなければならない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決方法)

第5条 選考委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

- 2 選考委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(守秘義務)

第6条 委員は、選考委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 選考委員会の事務は、関係部署の協力を得て、本部人事企画課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は、選考委員会が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和6年2月29日から施行する。

沿革

東京大学監事候補者選考委員会規則

体系情報

第2編 総務及び人事

▽第2章 人事

沿革情報

◆令和06年02月29日 役員会議決